

静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
研究データポリシー

令和7年3月18日

【目的】

本学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とすることを学則に定めている。研究活動によって生み出される多様な研究データを適切に保存・管理し、あるいは公開するなど利活用を推進することで農林業や社会との共有を図り、本学や静岡県の発展だけでなく、未来社会の繁栄に貢献する。

以上の理念のもと、本学における研究データの保存・管理及び利活用に関する基本方針を以下の研究データポリシーとして定める。

【研究データの定義】

本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報のことを指し、デジタル・非デジタルを問わない。

【研究データの管理】

本学における研究データの保存・管理及び公開等の利活用は、研究データを収集または生成した研究者が権利と責務を持つ。

【研究に携わる者の責務】

本学において研究者は、法令、本学規程及び倫理的要件に従って、研究データの管理及び公開等の利活用を推進する。

【大学の責務】

本学は、研究データの保存・管理及び公開等の利活用を支援する環境を提供する。

【その他】

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
研究データポリシーの解説・補足

本解説は、「静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部研究データポリシー」の留意事項等を解説・補足したものである。

本データポリシーの骨子は、①研究データの保存・管理及び公開等の利活用については、研究データを収集・生成した研究者が権利と責務を持つこと、②本学の研究者は収集・生成した研究データを適切に扱うべきであること、③大学は本学の研究者による学術データの管理等の活動を支援すべきであること、を明確にすることにある。

(上記の①、②、③は、本ポリシーの研究データの管理、研究に携わる者の責務、大学の責務にそれぞれ対応している。)

【目的】 本学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とすることを学則に定めている。研究活動によって生み出される多様な研究データを適切に保存・管理し、あるいは公開するなど利活用を推進することで農林業や社会との共有を図り、本学や静岡県の発展だけでなく、未来社会の繁栄に貢献する。

以上の理念のもと、本学における研究データの保存・管理及び利活用に関する基本方針を以下の研究データポリシーとして定める。

本ポリシーは、本学学則第1章第1条に定める本学の目的及び本学の理念を基に策定するものである。専門職大学である本学では、実務実習のみならず最終学年においてプロジェクト研究を課しており、指導する教員において研究データが取り扱われる。適切な研究データの管理が求められる背景として、第一に研究不正防止がある。本学では「静岡県立農林環境専門職大学等研究不正防止規程」において不正行為を定義しており、この中に研究データに関する内容も含まれている。また、研究データの公開等の利活用として、論文のみならず研究データを一般に公開することで研究成果を幅広く活用した知の創出を推進する、オープンサイエンスが望まれており、研究データの管理が重要視されている。こうした背景を鑑み、本ポリシーの策定にあたっては、研究データを収集又は生成した研究者が当該研究データの管理および利活用を行う権利と責務を有することを認めることを基本とする。また、本学は専門職大学であるが教員の専門分野は多岐に渡ることから、研究データの保存・管理及び公開等の利活用に関して一律に扱うことは困難であるため、本ポリシーでは基本的な方針のみを示す。

【研究データの定義】 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成された情報のことを指し、デジタル・非デジタルを問わない。

本ポリシーにおける「研究データ」とは、研究の過程および結果として収集、生成されるデータを指し、これら生データを解析、加工して作成した二次データや最終データも含む。また、研究データはデジタル、非デジタルは問わない。具体例として、実験データ、数値データ、観測データ、シミュレーションデータ、画像データ、音声データ、データベース、アンケート等質問票への回答、標本、フィールドノート、実験ノートなど、多岐に渡る。

【研究データの管理】 本学における研究データの保存・管理及び公開等の利活用は、研究データを収集または生成した研究者が権利と責務を持つ。

研究データの管理とは、データの収集、生成のみならず解析、加工、整理、保存、破棄等、研究開始から終了までのデータの取扱いを定め、それをどのように管理し、公開等の利活用をするかについて決定することができることを意味する。この権利は研究を遂行した研究者が持つものであり、本学が定めることはない。ただし、次項に準じて法令、本学規程及び倫理的要件に従わなければならない。

【研究に携わる者の責務】 本学において研究者は、法令、本学規程及び倫理的要件に従って、研究データの管理及び公開等の利活用を推進する。

研究データの保存は原則として研究成果の発表後 10 年間とし、実験試料、標本等の試料、装置の保存期間は当該研究成果の発表後 5 年間とする（日本学術会議(2015)）。また、研究データの管理は、法令および本学規程において認められる範囲でなければならない。具体的には、本学において職務上得られた研究開発成果としての有体物については研究データであるが、静岡県立農林環境専門職大学等研究成果有体物取扱規程により本学に帰属し、公表する場合には関係者の合意を得た上で、当該有体物の管理者である学部長または学科長に届け出なければならないといった制約を受ける。また、研究の内容によっ

て、研究倫理規定、遺伝子組換え実験安全管理規程、動物実験規程などの本学規程に従って手続きを必要とする。加えて、著作物や個人情報など第三者が権利や法的利益を持つ場合には、著作権法及び個人情報保護法によりそれらを害してはならない。個人情報保護については、特定の個人を識別できないように加工したデータ（匿名加工情報）であれば公開が可能である（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン）。

静岡県立農林環境専門職大学等研究成果有体物取扱規程

<https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/86Li2JpQ.pdf>

静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規定

<https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/sylV7Ttg.pdf>

静岡県立農林環境専門職大学等遺伝子組換え実験安全管理規程

<https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/8GeXD1xJ.pdf>

静岡県立農林環境専門職大学等動物実験規程

<https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/aOdKhLz0.pdf>

日本学術会議(2015)「科学研究における健全性の向上について」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-k150306.pdf>

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines_anonymous/

【大学の責務】 本学は、研究データの保存・管理及び公開等の利活用を支援する環境の整備を推進する。

本学による研究データの保存・管理及び公開等の利活用を支援として、以下のことが考えられる。本学においては研究データ管理支援人材（産学連携担当）を含め、支援環境については重要検討課題である。

1. 研究データを適切に管理するための研究データ管理基盤（プラットフォーム）の提供
2. 研究データ管理計画等、データ管理に関する計画や行動を支援
3. 機関リポジトリ等、研究データ公開基盤を提供
4. 共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用支援
5. 研究データの管理及び公開に際して、留意すべき法令、本学が定める規程、契約等に関する情報提供
6. 研究データに関連する知的財産の保護に関する情報提供、助言
7. 共同研究契約、委託研究契約における研究データの扱いや契約に関する法務関連の支援